慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日本統治下マリアナ諸島における製糖業の展開 : 南洋興発株式会社の沖縄県人労働移民導入と現地社会の変容
Sub Title	The development of suger industry in the Mariana Islands under Japanese rule : the introduction of Okinawa labor immigrants by the South Seas development company and the cultural change in native societies
Author	飯高, 伸五(Iitaka, Singo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.69, No.1 (1999. 8) ,p.107- 140
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990800-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本統治下マリアナ諸島における製糖業の展開

――南洋興発株式会社の沖縄県人労働移民導入と現地社会の変容――

飯高伸五

一　はじめに

大日本帝国は大正三年から昭和一九年までの約三十年間、赤道以北の旧独領南洋群島を統治していた（地図1）。第一次世界大戦中の大正三年八月、日本は日英同盟に乗じてドイツに宣戦布告、同年一〇月には独領南洋群島を占領し、軍政を布いた。そして同年一二月に『臨時南洋群島防備隊条例』の下、トラックに司令部がおかれ、司令官が軍政、民政を統率することになった。日本が南洋群島を国際連盟の委任統治領として領有することが決定すると、大正一〇年に民政部がパラオに移転し、翌年には同地に南洋庁が設立されて、委任統治領南洋群島の行政の中心となった。日本統治下の南洋群島は、サイパン支庁、パラオ支庁、ヤップ支庁、トラック支庁、ポナペ支庁、ヤルート支庁の六つの行政区から構成されていた。[1] この中で、とりわけ開発[2]が進展し、経済的な「発展」を示したのはサイパン支庁で、マリアナ諸島に含まれるサイパン島、テニアン島、ロタ島（地図2）で製糖業が大規模におこなわれていた。製糖業は、統治者側の政策として進展していったという側面が強く（今泉一九九二、Peattie 1998：131-132）、大正一一年以降は半官半民の南洋興発株式会社（以下南洋興発㈱）によって運営され、南洋群島の主要な産業となった。南洋興発㈱は、現地住民を賃金労働に不適切であると認識し、労働力としては使用しないという方針を採った。そして、日本から多くの労働移民を導入したが、その大半は在来産業に乏しい沖縄県出身者であった（松江　一九三一：一二―一三、八〇―八二）。

地図１：日本植民地の拡大　出典：ピーティー（1996:14）（一部改変）

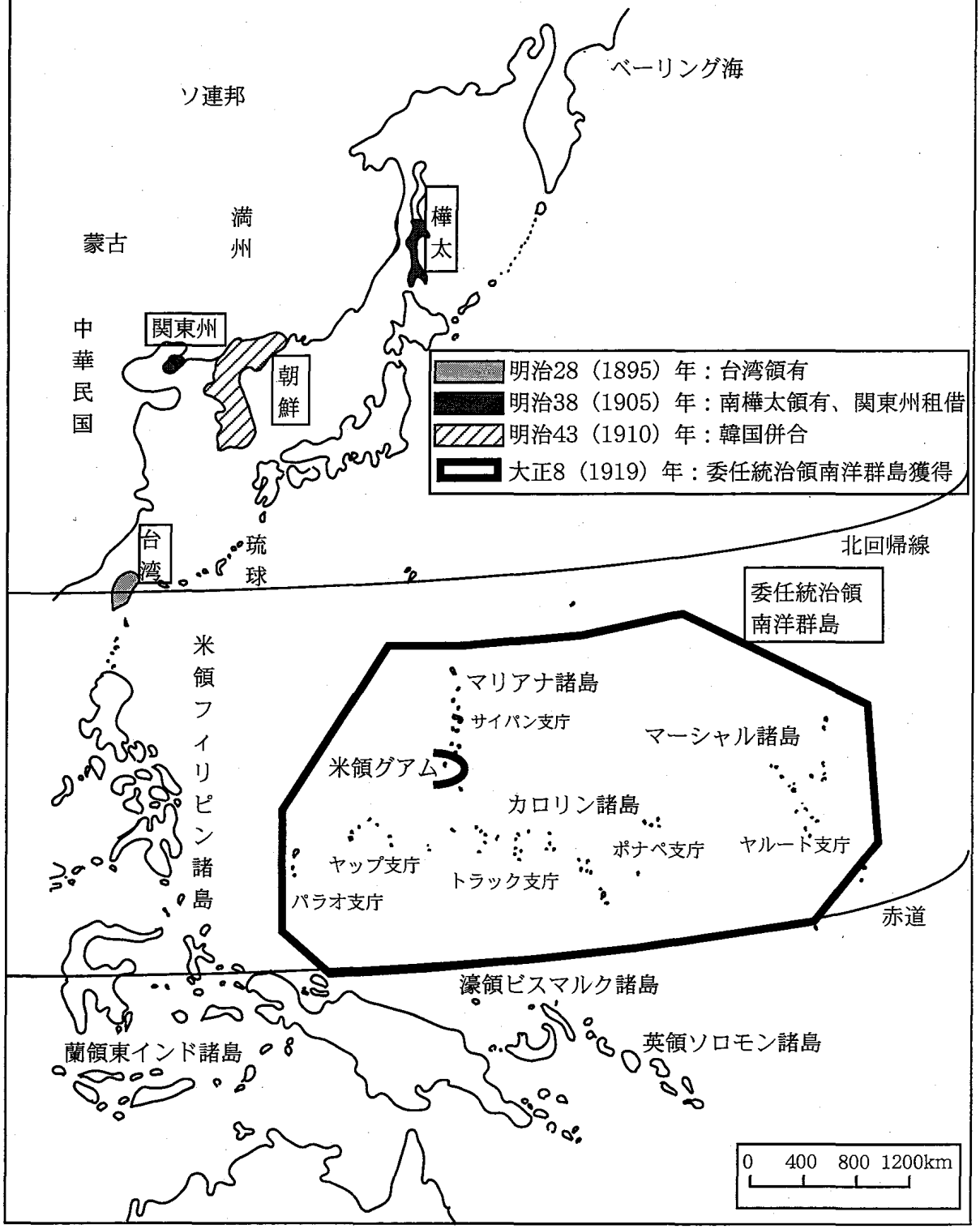

地図２：サイパン支庁内の主要な島々

出典：南洋庁（1932ａ）の付録地図（一部改変）

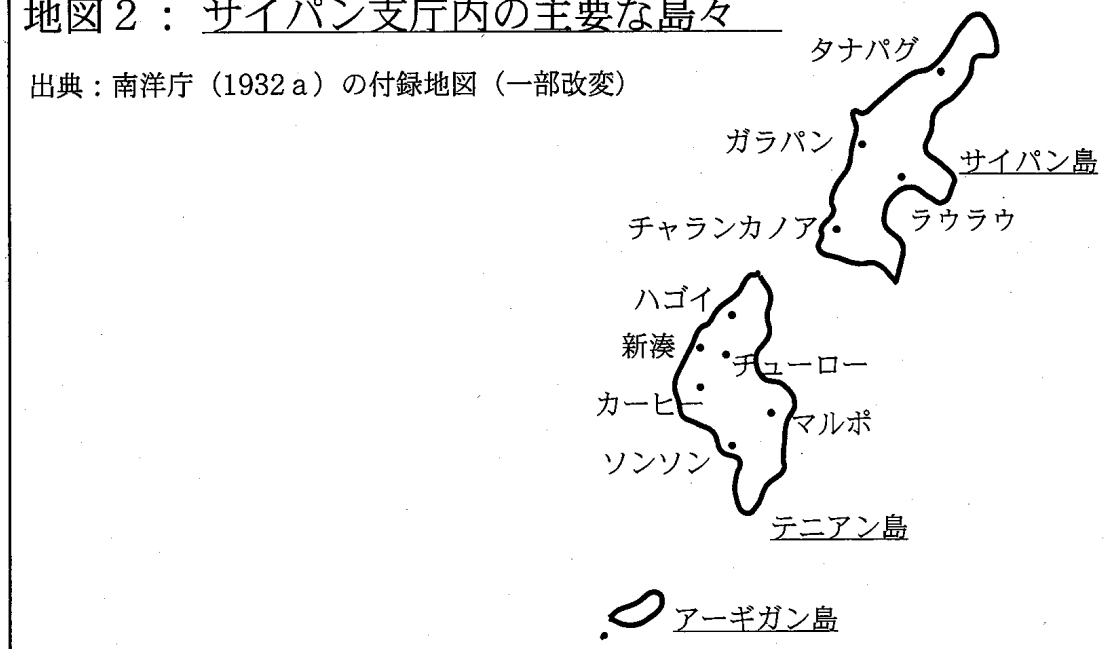

マリアナ諸島における南洋興発㈱の製糖業の進展

大正12（1923）年：サイパン島チャランカノアの北にサイパン製糖工場が完成
昭和5（1930）年：テニアン島ソンソンにテニアン製糖工場（第一工場）が完成
昭和9（1934）年：テニアン島ソンソンにテニアン製糖工場（第二工場）が完成
昭和10（1935）年：ロタ島ソンソンにロタ製糖工場が完成

出典：松江（1932）、武村（1984）

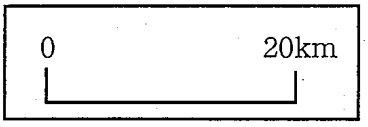

先行研究の中では日本統治下マリアナ諸島の製糖業が、どの程度の経済的「発展」をもたらしたかという観点から分析がおこなわれ、製糖業は日本人移民の領域に多大な経済「発展」をもたらしたが、現地住民の領域には殆ど影響を及ぼさなかったとされてきた（e.g. Purcell 1976：溝口　一九八〇、安部　一九八五a、安部　一九八五b）。しかしこのような観点は、植民地下の多様な行為者が展開する実践の在り方を捉え損ねている。植民地状況は植民者／被植民者という二分法的な分析枠組みよりもむしろ、ニコラス・トーマスの言うような「植民地的プロジェクト」（colonial project）という概念によって適切に把握できる（Thomas 1994：59-60, 105）。「植民地的プロジェクト」とは、様々な利害関心を担う植民地下の多様な行為者が、「パフォーマンスや洗練された実践」を展開しながら、場当たり的に状況を構成してゆく様子を指している（*ibid.*：59-60）。この概念は本稿においても有効である。日本統治下マリアナ諸島の製糖業は行政主導で進展していったが、同時に様々な行為者の思惑が絡み合いながら、多元的な現象形態を取って進行していった。だとすれば、これらの行為者が各々の社会的状況に規定されつつも、どのような認識や利害関心を持ちながら製糖業に参入し、それを流用していったかを明らかにすることこそ重要である。

このような問題意識から、日本統治下マリアナ諸島の製糖業の進展を考察するにあたって著者は、（一）行政官、（二）企業家、（三）日本人移民[3]、（四）現地住民[4]の四つのカテゴリーを分析単位として設定し、（一）統治者が製糖業を産業の中心として選択していった過程、（二）製糖業を成功させた南洋興発㈱の経営方針、（三）労働力として導入された沖縄県人移民の製糖業への参入過程、（四）社会変化を被った現地住民の製糖業の受容形態の四点から、製糖業の全体像を考察していく。

二　軍政期の政策と製糖業の位置づけ

二―一　軍政初期の司令官の開発に対する態度

軍政期の南洋群島統治政策は必ずしも一貫していたわけではない。大正四年一月に海軍が提示した『南洋群島施政方針』（以下『施政方針』）の中では、「邦人の勢力を扶植する」という方針と、現地住民を「保護」するという方針とは相互に矛盾し合いながら併存していた[5]。「総則」では占領地に関して「軍事上の便利を主眼」（第一条）とすること及び、「土人をして我国の統治に帰服

せしむると同時に為し得る限り我邦人の勢力を扶植する」（第二条）ことが唱えられていたが、その一方で「民事」の項目では現地住民の旧慣の尊重が謳われ、「土地」の項目では現地住民の土地を「保護」する旨が示されていた（T280a）。[6] 日本人に対する官有地[7]の貸し下げに関しては「軍事占領期間を限り貸下げをなすことを得」（第一三条）とされ、永続的な土地使用は認められていなかった（*ibid.*）。また企業に対して設けられた規定の中では、「企業は凡て日独交戦中我海軍の軍事占領期間に限る」（第一条）とされ、占領地での企業活動に対する長期的展望を欠き、ましてやその保護および保証に対する積極的な政策はとられなかった（T280b）。

『施政方針』で両義的な要請が課される中、初期の臨時南洋群島防備隊（以下臨南防）の司令官[8]は、この新しい占領地を開発の対象としてどのように捉えていたのであろうか。初代臨南防司令官松村龍男（在任期間大正三年一二月二八日から大正四年八月六日まで）は「邦人勢力の扶植」のためには「土地の拓殖」と「貿易の拡張」の二つの方法が考えられると述べ、前者は相当程度利益の見込みがあるとしながらも成果を上げることは困難であるとし、後者を重要視した（T280c）。当時は日本海軍が南洋群島を領有して間もない頃で、南洋群島の占領期間に関して、明確な見通しが立っていなかった。そのため長期的視野が必要な「土地の拓殖」の実行には慎重になるべきであり、むしろ短期に収益の見込みがある貿易（具体的にはコプラを現地住民から買収すること）の方を優先しながら、「邦人勢力」を扶植することが適切であると考えられたわけである（*ibid.*）。

二代目臨南防司令官東郷吉太郎（在任期間大正四年八月六日から大正五年一二月一日まで）は、とりわけ現地住民政策を重視した[9]。東郷は、従来の西洋の現地住民政策は「島民を動物視」してきたと批判したうえで、天皇の恩恵の下に「島民」の「人格を認め島民の幸福を増進し其の利益を啓発し、以て邦人の利益と融和するは即ち邦家の利益なり」として、邦人と同等の利益を「島民」にも還元することが必要であると説いた（T281a）。但し邦人と「島民」とを単純に平等視し、対等に扱うわけではなく、平等の内に差別を設けるのは「天自然の道理」であるとして、「差別的一視同仁主義」を根本方針とするべきであるとした（*ibid.*）。

このような「島民」重視政策の中、東郷は拓殖や貿易に対して慎重な態度をとった。これに対して邦人企業家

はドイツ統治時代にドイツ企業が受けたような「非道の保護」を期待していたため、軍政庁の取り締まりに対して不満を持ち、「却て独乙時代を謳歌する如き、非国民的の感情を訴うる者」が出てきた（*ibid.*）。東郷は、彼らに対して「首長権力の増進、学校教育、『島民』利益の『保護』を非難する者あるが如きは皆是れ掏児の警吏を咀くに等し固より論ずるに足らず」と厳しく批判した（*ibid.*）。

以上のように松村、東郷両司令官の統治期においては総じて占領地を日本人の入植によって開発することに対しては非常に消極的であったといえる。

二―二　軍政期初期における甘蔗栽培の導入

このような軍政の開発消極期において、甘蔗栽培は占領後一年半ほど経ってから、東郷司令官の時期に、害虫によって椰子樹に大被害を受けたサイパン「島民」に対する「救済法」として軍政によって導入された（東郷一九二一：五六）。小笠原諸島から甘蔗の苗二千本を買収し、これを「島民」に交付し、大正五年一月『甘蔗耕作規定』を発布して、「強制的に」甘蔗を栽培させたのが始まりであった。東郷によると、これは「島民の為め幸福なりと信じたれば」のことであった（*ibid.*：五六）。当初軍政によって導入された甘蔗は、民間企業に委ねられ、栽培の拡大が図られるようになった。軍政は「当時サイパンに於て、甘蔗作調査に来島し居りたる、西村市松氏」に対して甘蔗栽培と製糖の許可を与え、「十ヶ月後には島民の蔗茎を買収せしむるを約し、島民の救済を講じ」た。これに対して「西村氏は南洋官憲の、サイパン島民救済の主旨を了し、製糖業に従事」したという（*ibid.*：五六）。なお、西村による製糖業は次第にその担い手が「島民」から邦人に移行し、自由に栽培されるようになり、当初の西村製糖所から西村拓殖株式会社（以下西村拓殖㈱）へと組織形態を変え、軍政期のマリアナ諸島における製糖業の中核を担うまでに成長した（*ibid.*：五六―五七）。

ところが南洋興発㈱の松江春次は、初期に製糖業を担った企業に関して論評する中で、これが「島民救済」の政策から導入されたということに関しては言及していない。松江によると、山口県出身の漁業家西村一族の者が、大正五年に捕鯨地を探しに南洋群島に視察に出かけた際に、「防備隊所属の一技手から新占領地が糖業に極めて有利であることを聞かされ」たのが南洋群島で製糖

業が始まるきっかけであった（松江　一九三一：二一）。労働力には山口県と長崎県の「漁夫上がり」の移民と朝鮮出身の人夫とが五〇〇名ほど導入され、大正八年には製糖工場が完成した（*ibid.*：二九―三〇）。当初は西村製糖所として営業していたが、大正八年には西村拓殖㈱となり、会社の重役はすべて西村一族で固められた（*ibid.*：二三）。更に松江は西村拓殖㈱より少し遅れて参入した南洋殖産株式会社（以下南洋殖産㈱）に関しては以下のように論評している。南洋殖産㈱は当初南洋企業組合として、「渋澤子爵の愛婿で当時東洋生命と朝鮮興業の社長をして居た尾高次郎氏を中心として」、大正五年に設立された（松江　一九三一：三八）。南洋企業組合の計画していた営業内容は表南洋においてはボルネオのサンダカンにおける椰子栽培、フィリピンのダバオにおける麻栽培、裏南洋においてはサイパン、テニアンにおける製糖業などであった[10]（*ibid.*：三八―三九）。大正五年の暮れには組織が改編され、南洋殖産㈱となった。製糖業の労働力としては小笠原・八丈島を中心に小作人として三〇〇名程度が導入された（*ibid.*：四一）。

このように東郷の説明と松江の説明とは異なっている。だが、この時期、軍政の開発消極策とは裏腹に、南洋群島占領に伴う民間の南進熱に乗って、多くの企業が勇み足をして、南洋の島々を利益を生み出す対象として認識し、軍政に営業の出願許可を提出していた（T286）。このことから、「島民救済」のためにサイパン島に製糖業の導入を図っていた軍政と、経済的利益を追求してサイパン島にやってきた諸企業とが妥協するかたちで、マリアナ諸島の製糖業は始まったと考えるのが妥当であると著者は考える。いずれにせよ、この時期、島々に経済的な利益を追求する西村拓殖㈱、南洋殖産㈱の意図とは裏腹に、軍政側は、あくまで製糖業は「島民救済」のための手段であるとして、邦人企業に対して積極的な保護、育成政策をとることはなかった。

二―三　開発積極策とその現実

以上のような軍政の方針は、大正六年二月にイギリス、フランス、ロシア、イタリアから日本の南洋群島領有の支持を得たことを背景に変化していった（今泉　一九九〇：九）。第三代司令官吉田増次郎（在任期間大正五年一二月一日から大正六年一二月一日まで）は、従来の軍政は『施政方針』の「総則の精神」を「遺却」し[11]、「甚しきは主客を転倒」してきたと批判した（T281b）。と

りわけ彼らの土地所有権は甚だしく寛大に処理されてきたと述べ、「速やかに土地の大量調査を行い土民の曖昧なる土地所有権を否認して官有地を整理し之を我農民に分割すること」は「最も必要」であるとした（*ibid.*）。総じて吉田は従来の寛容な「島民」重視の政策を批判した上で、現地で邦人の勢力を伸長させることが施政上最も重要であるという見方をとった。

第四代司令官永田泰次郎（在任期間大正六年一二月一日から大正八年一二月一日まで）、第五代司令官野崎小十郎（在任期間大正八年一二月一日から大正一一年三月三一日まで）の時期にもこの方針は引き継がれ、拓殖事業で成果を上げることが統治の実績を示すことにつながると考えられるようになった（今泉　一九九〇：一〇）。この時期の軍政の製糖業に対する見解を検討すると、当時サイパン島で営業活動を展開していた西村惣四郎および南洋殖産㈱に大きな期待が寄せられていたことがわかる（T288）。またこの時期、国策会社の管理下におかれる拓殖会社を南洋群島にも設立すべきであるという提案が、農商務省から出された。その中では新たに南洋群島に設立する企業に関して、「拓殖関係諸会社（東洋拓殖会社、海外興業会社等）をして株の一部を引受けしむること」が提案された（T282）。この提案との因果関係は定かではないが、南洋庁下で拓殖を担うことになる南洋興発㈱は実際に国策会社東洋拓殖株式会社（以下東洋拓殖㈱）の子会社として設立された（今泉　一九九〇：一三）。

以上のようにこの時期、製糖業の保護育成が臨南防でも日本本国でも計画されはじめていた。それでもこの時期中央から派遣された視察者の報告において、製糖業は現地の開発のために決して有望視されていたわけではなかった。大正七年の土屋中将の調査報告では、砂糖は本国に輸入する際、外国品と同様の関税ではその発展が望めないとして一定の保護の必要性が説かれたものの、農産物中最も有望視するべきは「椰子樹」であるとされた（T294）。また大正七年の榎本参事官の調査報告では、サイパン「島民」が日本人移民の進出と甘蔗栽培地の拡大に対して危惧の念を抱いていることが問題にされ、製糖業を進展させることは疑問視された（T291）。更に日本人移民の「多くは東北地方の農夫にして醇朴なれども何分充分教育を受けたる者にあらざる」ために、生活状態が「甚だ不体裁」で、「欧風に教化せられたる島民」にとっては、「好ましからぬ外来者」と見えることは避

けられないとされた。ここでは、「島民」よりも邦人労働者こそが問題であると言わんばかりである（*ibid.*）。

大正一〇年頃には、事前の調査不足や、第一次世界大戦後の反動恐慌による砂糖価格の下落のために、西村拓殖㈱、南洋殖産㈱は極度の営業不振に陥ったが、パリ講和会議で日本が南洋群島をC式委任統治領[12]として統治することが決定すると、ますます産業発展に期待をかける論調は高まっていった。大正一〇年頃には、かつての臨南防司令官東郷や当時の民政部長手塚敏郎[13]らによって、産業発展の重要性が唱えられた。東郷は「島民」の利益「保護」を重要視しながらも、サイパン島における製糖業が不振であることを問題視し、もし産業発展が不成功に終わるのならば「日本帝国の恥辱」であり、製糖会社のみの問題にとどまらないと述べた（東郷　一九二一：五七）。手塚は現在の南洋群島における産業は不振であるとしながらも、南洋群島に殆ど経済的価値がないとする見方を批判し、相当の価値があり開発の余地も十分あるとした。つまり手塚にとって、当地は委任統治領であるが「植民地として考慮するということは差し支えな」く、「所謂熱帯的に生産するところの工業原料品」の栽培地として重要であった（手塚　一九二一：二四―二五）。そして手塚は当地を日本人の移住地としても有望視し、「日本の内地の如く殆ど、鮨詰めに沢山人間をいれることになりますと沢山入りますが、そうでなくとも相当の数は入り得る」とした（*ibid.*：一二六）。更に「出来得る限り、彼の地の産業の発達を図り、そうして日本が統治を委任されたところの実績を、十分に挙げたいものと信じて居る」と述べ、委任統治の実績を産業発展で示すことを強調した（*ibid.*：一二六）。

しかし、大正一〇年の末次大佐の視察報告では依然として、南洋群島の産業発展は殆ど期待されていなかった。報告書の「総論」では、「我が南洋群島の価値は之を軍事的及政治的意義に於て認むるも産業上の価値は殆ど認め難し」とされ、領有初期の見方に逆戻りしている（T316）。また仮に産業を進めるにしても労働力としては、「気候風土の状況」から邦人は不適当であり、「土人」が望ましいとされた（*ibid.*）。そして現在、南洋群島の各地に企業が乱立しているが、これらは「何等学術的定見なく戦時の企業熱と誇大なる南洋熱とに浮され」ているに過ぎず、「今や殆ど総ての事業は行詰り破綻に瀕しつつあるも比々皆然り」とされ、極めて冷淡な態度がとられていた（*ibid.*）。またサイパン島の邦人労働者

に関しては、「在島の内地人の中下劣なる者」が居て、「服装も態度も」「反省すること」がなく、「国家も統治も素より理解」しておらず、施政上大いに問題であるとされた（*ibid.*）。大正七年の調査報告と同様にここでも邦人労働者の生活状態の悪さが問題になっているわけである。

以上のように、この時期、軍政が製糖業を南洋群島の主要産業にしようと計画する一方で、中央からの視察報告では甘蔗栽培に対する評価は決して高いものではなく、邦人に対する「島民」の不穏な感情や、邦人労働者の生活状態の悪さが問題になっていた。実際、大正一〇年頃になると、西村拓殖㈱、南洋殖産㈱による製糖業は第一次世界大戦後の不況や栽培の失敗により破綻しており、この二社によって導入された移民は「生活の資を断たれ、帰還の途を失い、事実上飢餓状態」であったという（松江　一九三二：六二）。このような状況の中、旧会津藩の人脈で結びついた二人の人物と、時の民政部長手塚敏郎が出会うという歴史の偶然から、南洋興発㈱が設立されることになった。

三　南洋興発㈱の設立とその経営方針

三―一　南洋興発㈱の設立

松江春次がマリアナ諸島に製糖業の導入を画策し始めたは、まさに南洋群島の製糖業が極度の不振に陥り、民政部で建て直しが急務とされていた頃であった。松江春次（明治九―昭和二九年）は、旧会津藩士の次男として会津に生まれ、東京高等工業学校製品科を卒業（明治三二年）、同年大日本製糖に入社した。在職中に農商務省の海外実習練習生試験に合格してアメリカに渡り、ルイジアナ大学に入学、同大学砂糖科を卒業し（明治三八年）、一時フィラデルフィア市のスプレックス製糖会社で角砂糖の研究をした。帰国後は、大日本製糖に復帰し（明治四〇年）、角砂糖の製品化に成功したが、汚職事件をきっかけに大日本製糖を去った（明治四三年）。その直後斗六製糖の専務取締役に就任したが、東洋製糖による合併を期に辞職した（大正四年）。しかし直ちに新高製糖に招かれて、台湾における製糖業を担った。新高製糖において松江は南洋群島への製糖業の導入を主張したが受け入れられずに辞職し（大正九年）、大正一〇年二月から一ヶ月間、自らサイパン島、テニヤン島の調査に

乗り出した（武村　一九八四：一四五―一四六、武村　一九八五：七四―七五）。

手塚は民政部部長として西村拓殖㈱、南洋殖産㈱の事業の失敗により置き去りにされた移民の救済を急務としていた。手塚が委任統治の実績を産業発展で示そうと躍起になっていたのは既述の通りである。この手塚の仲介によって、国策会社東洋拓殖㈱の総裁、石塚英蔵と松江との会見がおこなわれることになった。松江と石塚は同じ会津の出身であったため、石塚も松江に好意的になったという（大河内　一九八二：一四〇）。大正一〇年八月から一〇月にかけて、東洋拓殖㈱は松江を同伴して現地調査をおこない、松江の提案を受け入れた。そして一一月、西村拓殖㈱、南洋殖産㈱の負債、資産を買収し、松江を専務とする南洋興発㈱が設立されることになった（松江　一九三一：六三―六九）。

もっとも、松江は単なる企業家ではなく独自の南進論を説き、後には蘭領ニューギニア買収までも構想した人物であった[14]。一言で言えば松江の南進論は、日本の過剰人口、とりわけ「無産農民」を、人口の希薄な内南洋さらには外南洋に入植させようというものであった。松江はまず、人口が希薄な地域と人口が密の地域との差が激しいことを「野蛮」な「国際関係」であるとし、「世界の平和」は、他国との「相互の福利を基礎とし」ながら、「進んで不用の領土を解放する、国際愛から出発しなければなら」ないと述べた（*ibid.*：「序」）。そして、日本の如く人口が過密な国家の問題は、「最高の科学と産業を結び付け、外に向かっては、果敢な海外発展を試みることの外にはあり得ない」とした（*ibid.*：「序」）。その上で、南洋群島が日本の委任統治領になった以上、日本は「大南洋」に対して「最優位の地歩」に立ったのであるから、「我々は挙国的南洋開拓に猛進すべきである」と主張した（*ibid.*：「序」）。

産業発展を実現させて統治の実績を何とか示したい手塚、新しい事業地開拓を計画すると共に独自の南進論的観点から日本人の「大南洋」進出を企図する松江、委任統治領へ進出を図る国策会社東洋拓殖㈱、これら植民する側の行為者の多様な思惑が絡み合って、製糖業は南洋群島における産業の中心として選びとられていったといえる。

しかし南洋興発㈱の事業は、初期には失敗続きで、大正一二年の第一回製糖、大正一三年の第二回製糖では、十分な成果を上げられなかった。その原因は、甘蔗が害

虫に侵されていたため製糖に失敗したこと、大正後期から昭和初期にかけて砂糖価格が下落したこと、関東大震災で東京の倉庫が焼失したことなどである。このような産業政策の失敗のために、世論では、南洋群島は国防上は重要であるが、その維持のために国家の経費を使うことが疑問視されるようになった。そして中には「いっそ群島は早く返却して終った方が良くはないかと云う様な議論」まで出てくるようになったという（*ibid.*：一四三）。この頃南洋庁の拓殖課長がサイパン島を視察し、南洋興発㈱の事業を調査して下された結論は以下のようなものであった。「南洋興発の糖業は存続はしうるであろうが産糖年額十万俵以上に達する見込みはなく、漸く細々と経営を持続し得ることを以て満足すべきものであろう」（*ibid.*：一四四）。このような初期の失敗を経て、一九二五年の第三回製糖以降、事業は次第に成功に転じ、事業地もテニアン島やロタ島に拡大していった（地図2）。松江によると成功の要因は、自分自身が信念を貫いたこと、害虫に強い品種を導入したこと、甘蔗栽培人への適切な指導がおこなわれたことなどであった。（*ibid.*：一三九―一四〇、一四四―一五一）。だが、製糖業の成功は、松江の「開拓精神」や南洋興発㈱の経営方法の改善からだけでは説明できない。南洋興発㈱は、南洋庁の保護の下に営業を進めていくことによって、その経営を成功させていったのである。

三―二　南洋庁と南洋興発㈱の経営

南洋庁下で、南洋興発㈱は様々な形態で保護を受けた。たとえば、独占の付与、補助金の交付、有利な税制などである（今泉　一九九二：一四一―一四三）。『糖業規則』（大正一一年）では、製糖業は南洋庁による許可制とされ、事実上南洋興発㈱の独占を用意した。補助金は『糖業奨励規則』（大正一一年）により交付され、「改正ごとに奨励の対象を、甘蔗の栽培者、砂糖の製造移出者、甘蔗圃の設置者へと拡大していった」（*ibid.*：一四一）。また南洋興発㈱に対する課税は砂糖を南洋群島から移出する際に課税される出港税のみであった（*ibid.*：一四二）。この出港税は、昭和七年に財政の自立を果たした南洋庁の主要な財源であった（今泉　一九九四：三一）。つまり南洋庁は、多方面から南洋興発㈱を援助するのと引き替えに、南洋興発㈱が支払う出港税に、その財源を依存していたわけである。

しかし、南洋庁の製糖業保護政策の中にあってとりわ

け重要なのは土地の確保であった。南洋興発㈱は「官有地」を安価な値段で南洋庁から貸し下げてもらうことによって甘蔗栽培に充てる土地を確保し、それらの土地を開墾しながら事業地を広めていった。その一方で「島民」所有の「民有地」は「保護」する政策がとられてきた。既に海軍占領初期において、「島民」の土地を「保護」する目的で、軍政は大正五年、邦人が民有地を売買することや担保に入れることを禁止した（外務省条約局法規課　一九六二：一六九）。この時期の官有地と民有地の区分は、ドイツ統治期に植民地行政によって部分的におこなわれた土地調査の結果に負うところが大きい。(15) しかし、ドイツ統治期の土地調査は「ポナペ、サイパンの両島に施行した事蹟があるが、全島に及んでおらず、残存の図面、簿書類も不完全であった」（外務省条約局法規課　一九六二：三三四）。官有地、民有地の測量調査は、南洋庁が設立されてから計画され、『南洋群島土地調査規則』（大正一四年）の下で、「官、民有地の境界、地積」が調査され、『南洋群島土地調査令』（昭和八年）の制定以降は、「島民有地の細部調査」がおこなわれた（外務省条約局法規課　一九六二：二九九）。サイパン島においては、土地調査は臨時事業として大正一二年からおこなわれ、八〇パーセント近い土地が官有地に分類され、日本人移民が開発しうる土地が用意されていった（表1）。

南洋興発㈱下の製糖業の労働力としては、まず第一に西村拓殖㈱、南洋殖産㈱が既に導入していた移民が充てられた。これらの移民の出身地は多い順に、沖縄県、八丈島、朝鮮半島であった（松江　一九三二：八〇）。そして松江の認識において、現地住民は労働力としては不適当であった。南洋では食糧資源が豊富で、「島民」は「衣食のための労働を殆ど必要と」せずに、「緑陰月明を踊り暮らし歌いあかして」過ごすだけで、「完全な惰民」となっているため、このような「島民」を「現代の文化に順応させ、科学的に正規な産業労力の列伍に加える様にすることなどは、頗る困難なことで、不可能は言いすぎとしても、望み誠に乏しい処である」と松江は考えていた（*ibid.*：一一一―一一三）。

そして南洋興発㈱が積極的に導入したのは沖縄県人労働移民であった。その根拠として松江は以下の三点を挙げている。（一）沖縄県は人口が過密で県人が海外進出してきた歴史があること、（二）沖縄県で甘蔗栽培が盛んであること、（三）在来産業の乏しい沖縄県の無産農

表１：南洋群島における官有地と民有地の割合（昭和７年３月末現在）（単位＝坪）

	官　有　地	民有地(島民)	民有地(内外人)	合　　計	官有地の割合
サイパン島	27788884	7514182	171208	35474274	78％
ロタ島	22538910	2942949	79603	25561463	88％
パラオ諸島	82641612	12977613	2597715	98216940	84％
ポナペ島	57941403	28850785	1889499	88681687	65％
ヤップ島	395670	調査を行わず	116471	—	—

出所：外務省条約局法規課（1962：335）

表２：南洋群島における人口の推移　（単位＝人）

		大正11年	昭和２年	昭和７年	昭和12年
サイパン支庁	邦人	2019	7095	19861	42688
	チャモロ	2416	2700	3077	3143
	カナカ	788	946	1003	1037
南洋群島全体	邦人	3310	9979	25766	58980
	チャモロ	2746	3048	3487	3668
	カナカ	44967	45713	46558	47073

出所：南洋庁（1924；1929；1932b；1937）

表３：南洋群島中の邦人人口に占める沖縄県人の割合　（単位＝人）

		大正11年	昭和２年	昭和７年	昭和12年
サイパン支庁	沖縄県人(a)	663	4779	12525	25487
	邦人(b)	2019	7095	19861	42688
	沖縄県人割合(a/b)	32.83％	67.35％	63.06％	59.70％
南洋群島全体	沖縄県人(A)	702	5132	14559	32082
	邦人(B)	3310	9979	25766	58980
	沖縄県人割合(A/B)	21.20％	51.42％	56.50％	54.39％

出所：南洋庁（1924；1929；1932b；1937）

表４：南洋群島における人口増加数と出生者数　（単位＝人）

		昭和２年	昭和７年	昭和12年*
サイパン支庁	前年度比増加数	＋1268	＋1906	＋1400
	出生者数	378	1001	1886
南洋群島全体	前年度比増加数	＋1584	＋2877	＋4217
	出生者数	499	1185	2382

＊：数値は原資料のまま
出所：南洋庁（1924；1929；1932b；1937）

表５：南洋群島における邦人人口の男女比　（単位＝人）

		大正11年	昭和２年	昭和７年	昭和12年
サイパン支庁	邦人男性(a)	1332	4518	12033	24243
	邦人女性(b)	687	2577	7828	18445
	女性/男性(b/a)	51.57％	57.03％	65.05％	76.08％
南洋群島全体	邦人男性(A)	2279	6392	16003	34706
	邦人女性(B)	1031	3587	9763	24274
	女性/男性(B/A)	45.23％	56.11％	61.00％	69.94％

出所：南洋庁（1924；1929；1932b；1937）

民を南洋群島に移住させることは「国策上極めて有意義」であること（*ibid.*：八二）。松江によると、南洋興発㈱による沖縄県人移民の最初の導入は大正一一年におこなわれた[16]。沖縄県に移民募集を出願し、同年三月にはサイパン製糖所長を沖縄県に派遣し、移民の許可が下りると募集人に依頼して、「続々便毎に移民を送った」（*ibid.*：八三）。大規模な移民としては同年五月下旬に栗林汽船の六千トンの日高丸に、「純労働移民、即ち殆ど青年男子のみより成る移民五百四十名を乗せ」てきたのが最初であったという（*ibid.*：八三）。こうして大正一一年の間には約二千人の純労働移民を沖縄県から導入した（*ibid.*：八三）。このように初期には多くの沖縄県人移民が労働力として導入されていったが、その後昭和二年にサイパン島で沖縄県人の甘蔗栽培従事者がストライキを起こすと、南洋興発㈱は、内地の小作争議の少ない都道府県（鹿児島県、山形県、岩手県）からも移民を導入するようになった（今泉　一九九二：一六〇―一六八、松江　一九三二：一八一）。

南洋興発㈱の分類によると、南洋興発㈱の下で甘蔗栽培に従事した者は「一定の労銀に従う現業員及人夫」と「甘蔗栽培を経営する小作人」とに大別され、彼らは「出身地よりの渡航費及支度料等一人につき百円以内を貸付」された（南洋興発㈱　一九三三：一二）。更に小作人には、土地が貸与され、「農舎の建築、農具の購入其他耕作に要する資金を貸付し、又牛舎其他の現物貸付も」おこなわれた（*ibid.*：一二）。一方、賃金労働に従事する人夫は、南洋興発㈱の直営農場で働く者や小作農場の労働力となる者で、土地の貸与は受けていなかった。この中間的形態として「一町農」と呼ばれる者がいた。彼らは普通の小作人の三分の一ほど（約一町半）の土地を与えられ、三年二作で甘蔗栽培をおこない、余剰の労働力で通常の小作人の労働力不足を補っていた（松江　一九三二：二〇一―二〇二）。この他に、南洋興発㈱に雇用されない自作農や、自作農や小作農に雇われる日雇い人夫などが甘蔗栽培に従事した（今泉　一九九二：一五五）。

三―三　南洋群島の人口構成の変化

こうして南洋興発㈱の事業が南洋庁の援助の下、次第に安定していくと、南洋興発㈱が導入する移民や自由渡航してくる移民が大挙して押し寄せてくるようになった。これに伴って、南洋群島の人口構成も大きく変化して

いった。以下当時の統計資料から南洋群島における人口構成の変化に関して言及しておく。(17)

大正一一年の時点でサイパン支庁は他の支庁に比べて既に邦人人口が圧倒的に多かった（表2）。これは大正中期以降、製糖業の導入が試みられ、邦人が労働力として移民していたことを示している。しかし、既述の通りこの時期の製糖業は十分な成果を上げることが出来なかった。製糖業が軌道に乗ってきた昭和二年になると、サイパン支庁の邦人人口は「島民」人口を凌駕してその倍近くにまで達し、昭和七年には五倍近く、昭和一二年には一〇倍以上にも達することになった（表2）。またサイパン支庁内で沖縄県人が邦人人口に占める割合は、大正一一年には三〇パーセント余りであったが、昭和二年には七〇パーセントにまで迫る勢いで増加した（表3）。しかし昭和七年になるとやや低下し、昭和一二年には六〇パーセントを割った（表3）。大正一一年から昭和二年かけての増加は、南洋興発㈱が、熱帯での作業に慣れ、甘蔗栽培にも精通しているとして沖縄県人を積極的に導入したことによると推測される。また昭和二年から昭和七年にかけての割合の低下は、昭和二年にサイパン島の沖縄県人甘蔗栽培従事者がストライキを起こしたために、南洋興発㈱が東北地方からも移民を導入しようという方針を採ったからであると推測される。

出生者に関しては、サイパン支庁では昭和二年から昭和一二年までの一〇年間で約五倍になっている（表4）。これは単に邦人人口の増加によるものではなく、邦人女性の割合が増加することとも関連していたと推測される。大正一一年の時点で、サイパン支庁では男性に対する女性の割合は、南洋群島全体のそれに比べて高い（表5）。それでも製糖業がまだ十分に軌道に乗っていなかったこの時期、邦人女性は邦人男性の約五〇パーセント余りに過ぎなかった。ここで南洋興発㈱が大正一一年に導入した「純労働移民」は「殆ど青年男子」（松江　一九三二：八三）であったことを想起すべきである。製糖業が産業の中心となっていた昭和七年になるとサイパン支庁の邦人女性は、邦人男性の六五パーセントまで増加し、昭和一二年には七六パーセントに達した（表5）。南洋群島全体でも、男性に対する女性の割合が次第に増加していく傾向が見られる（表5）。初めは単身で渡航する邦人男性が多かったが、産業が軌道に乗り、移住者自身もある程度生活に見通しが立つと、彼らは妻や子供を呼び寄せるようになった。そのため女性の割合が次第に高く

なっていったと推測できる。こうして「南洋生まれ」の邦人も増加していったと考えられる。

四　移民からみた製糖業――沖縄県人移民のライフヒストリーの分析から――

多くの沖縄県人がサイパン支庁における甘蔗栽培に従事するために移民していったという人口移動は、南洋興発㈱が沖縄県人を熱帯における適切な労働力と考え、選択していったという政策上の要因から捉えられると同時に、沖縄県内の社会経済的要因からも捉えることもできる。沖縄県から多くの人口が排出される構造は、沖縄県が資本主義社会に包摂された「特殊な形態」に関係するものであり、端的に言えば「甘蔗モノカルチャー」経済の形成によって創出された（向井　一九八八：九）。琉球王国時代、『作付制限令』により甘蔗の栽培は王府の管理下におかれ、自由な栽培は不可能であった（金城一九八五：一七―一九）。しかし琉球処分後の旧慣温存期に、国内における砂糖不足から、国や県の官業政策においては糖業奨励政策が取られた。そのため甘蔗の『作付制限令』は次第に有名無実化し、田から畑への地目変更が頻繁におこなわれた（*ibid.*：三〇―三二）。また農民は殆ど唯一の換金作物であった甘蔗に惹かれ、積極的に栽培をおこなったために、甘蔗を媒介として農村に貨幣経済が浸透していった。このため土着の土地保有体系である地割制[18]は崩壊し、本土市場への、延いては世界経済への依存的な結合も強固になっていった（西原　一九九一：一二―二〇）。

また沖縄県の在来産業は脆弱であり、製糖業以外の近代的産業部門は存在せず、前近代的な家内工業も本土からの商品流入により次第に解体し、工業は特産品部門にのみ集中していった。こうして経済の外部依存性は社会的分業の後退をもたらし、砂糖の移出が増加する一方で消費財の移入は増加していった（向井　一九八八：一三一―一四三）。このため労働力の多くを県内に引き留めておくことは困難で、移民や出稼ぎによる過剰労働力の県外流出は必至となり、明治四〇年以降、ハワイ・南米への海外移民が本格化していった。これらの地域への移民は、ビザの発行や高額な渡航費、地理的に遠いこと等の障壁が存在したが、南洋群島の場合は、日本国外ではないためにビザの発行が不要で、渡航費が比較的安く、地理的にも近接している等の利点があった（今泉　一九九八）。

このように南洋興発㈱や南洋庁側の政策上の必要性、および沖縄県の社会経済的構造の双方の要因から、沖縄県人は日本統治下のマリアナ諸島で製糖業に従事させられていったという側面をもつ。つまり、南洋興発㈱の松江春次の沖縄県人に対する幾分偏見を伴ったまなざしが引き金となって、沖縄県内のいわば不要な人口が南洋群島に排出されていったと考えられるわけである。しかし、同時に民族誌的な細部に着目すると、移民はマクロな過程に翻弄される単なる受動的な行為者ではなかったことがわかる。ここでマーカスとフィッシャーの以下のような指摘は重要である。「［民族誌的調査によって］システム分析用語の抽象性のなかに葬り去られていた人々にたいする徹底した理解に達するのである。民族誌がなければ、複雑なマクロ過程に取り込まれた現実の社会行為者に何が起こっているかは、ただ想像するほかない。つまり民族誌とは経験の次元に起こる変化を敏感に記録するものなのである」（マーカス、G／フィッシャー、M 一九八九［一九八六］：一五九）。本稿においてもマーカスとフィッシャーの言うような民族誌的な観点からの分析は有効であると考え、この点に関して著者が聞き取り調査の中で得たライフヒストリーを主たる手がかりとして[19]、移民の実践レベルで、製糖業の進展過程を考察していきたい。移民という行為者は、南洋庁や南洋興発㈱の政策、より広い文脈では日本の南進政策の中に巻き込まれながらも、沖縄を出るというまさにその行為によって、あるいは同郷の者や家族・親族のネットワークを通じて、この南洋の島々で一定の経済的実現を果たしていこうとする戦略性の中を生きていた。ここでは南洋興発㈱に関わった二人の沖縄県人移民のライフヒストリーを通じて、移民という行為者のレベルで何が起こっていたかを明らかにしていく。

（a）C氏のライフヒストリー

C氏の父は現在の那覇市に生まれたが、大正七年、一六才で同郷の者数人とサイパン島へ自由渡航した。C氏の父はサイパン島の先住民であるチャモロの家の一角を借りながら、いろいろと職をかえていた。昭和四年頃、当時台湾で出稼ぎをしていた同郷の女性と「写真見合い」で結婚し、その妻をサイパン島に呼び寄せた。その後すぐにテニアン島に渡り、南洋興発㈱の小作人になった。C氏は昭和五年にテニアン島のマルポ（地図2）で生まれた。C氏の父はその後一時ロタ島に渡り鹿狩りをして

いたが、昭和一二年にテニアン島に戻り、ソンソン（地図2）で土木請負業を始めた。C氏の父はこの職業で成功し、多くの親族を出身地から呼び寄せ、職業を紹介していった。C氏はテニアン尋常高等小学校[20]を卒業後、パラオ中学校[21]に入学したが、太平洋戦争が本格化すると勤労奉仕にかり出されるようになった。

C氏の父がサイパン島に渡航した大正七年頃は、既に日本は列強から将来南洋群島を領有するという確約を得たものの、まだ十分な産業発展の見通しが立っておらず、既述のように様々な問題が露呈された時期である。したがってC氏の父が新占領地のサイパン島で豊かな生活を送れるという確信を持って移住していったとは考えがたい。この点に関してC氏は次のように述べた。「貧しくていったんじゃなくて、なんというかねこれ、あこがれて行ったんじゃないですかね、その一初期移民は。次男三男ですから、…あの時分の、長男しか全部財産継げない時代ですからね」（C氏の父は次男であった）。当初現地ではC氏の父は、先住民であるチャモロの土地の一角を借りながら、日雇い労働をして、仕事も転々としていた。C氏の父は初期移民であったため、渡航する際に現地に頼りにできる同郷の知人や親族がおらず、あてにできる居住地や仕事もなかったと推測される。

C氏の父は、若くして単身で渡航したために、「写真見合い」で結婚することになった。沖縄から呼び寄せた妻は台湾へ出稼ぎに行っていたが、見合いと結婚のために、沖縄にいる両親に呼び戻された。「写真見合い」は、出身地で当事者の親同志が婚姻を取り決め、出身地に残っている女性と出稼ぎに出ている男性との双方に相手の写真を見せることでおこなわれた。「見合い」とはいうものの、親同志が既に取り決めたことで結婚を断る余地はなかった。結婚式は夫不在のまま、出身地でおこなわれたが、夫の写真が当人の代用として使用された。こうしておこなわれた結婚を通常「写真結婚」という。結婚式が済むと妻は夫の出稼ぎ先に渡航した。夫は港で、与えられた写真を手がかりに妻を捜し、出迎えた。C氏の父がこうして結婚して世帯を形成するようになった時期と、C氏の父が日雇い労働者をやめて、テニアン島で南洋興発㈱の小作人になった時期とは重なっている。このことから南洋興発㈱の雇用下に入ることは、世帯形成が可能な程度の経済的安定性を得ることであったと推測される。

ところがC氏の父はその後南洋興発㈱から離れ、家族を連れてロタ島に渡り、鹿狩りをするようになった。そして昭和一二年にテニアン島に戻ってからおこした土木請負業に成功すると、親族を呼び寄せて職業を紹介していった。C氏の父の兄弟は土木請負業に、C氏の父の兄の娘はテニアン島の病院の看護婦に、C氏の父の父方の従兄弟は南洋興発㈱の社員になり、C氏の父の「遠い親戚」はパラオで職を得た。このように「全部うちの父がみんな呼んで、ポストポストに」配置していったとC氏は述べた。またC氏によると、C氏の父親がおこなっていた土木請負業の仕事は、海軍と南洋興発㈱から依頼される仕事が殆どであったという。C氏の父親は南洋興発㈱に雇用されたことを礎として個人で事業をおこし、成功していったが、その事業も南洋興発㈱に大きく依存していたわけである。そしてC氏は当時の南洋群島では中等教育を受ける機会は限られていたにも関わらず、パラオ中学校に入学した。C氏一家は当時の南洋群島の日本人社会で、経済力や威信を相当程度持ち合わせるようになっていたと推測される。

（b）A氏のライフヒストリー

沖縄から名古屋に出稼ぎに来ていたA氏の両親は、出稼ぎ先で出会い結婚した。A氏は大正一四年に両親の出稼ぎ先の名古屋で生まれた。昭和七年頃に恐慌の影響で父が働いていた鉄工所の経営が不振に陥り、一家で沖縄に引き揚げてきた。昭和八年にA氏の父はサイパン島で料亭をしていた同郷の知人に、娘を養女に出すという条件で、サイパン島への渡航と職業の斡旋を取り計らってもらった。A氏の父は初めは日雇いの農業労働者となり、小作人の家に居候していた。翌年にはテニアン島に移り、同郷の小作人の家に住み込んで働いたが、昭和一〇年に沖縄に残る家族全員を呼び寄せたのを機に、テニアン島の南洋興発㈱の新湊（地図2）直営農場で働くようになった。ここでは南洋興発㈱から住居を提供されたので、家族で居住することに問題はなかった。A氏はテニアン島のカーヒー尋常小学校[22]を卒業後、南洋興発㈱の酒保[23]で働いた。当時南洋興発㈱が創設した専習学校を卒業すれば、南洋興発㈱の従業員として採用されるという制度があったため、その後A氏は酒保で働きながら、専習学校入学をめざして勉学に励んだ。昭和一三年にはテニアン製糖所附属専習学校[24]に入学を果たし、卒業後は南洋興発㈱テニアン製糖所に勤務した。

A氏が両親の出稼ぎ先の名古屋で生まれた大正末期は、ブラジルへの移民の一時的禁止やペルーの日本人契約移民の廃止、ハワイにおける東洋系移民の排除などに伴い、労働力流出の中心は、本土府県、とりわけ阪神工業地帯に移行した時期である。そしてA氏一家が沖縄に引き揚げてきた昭和七年頃は、恐慌が深刻化する中で、本土において沖縄県人の出稼ぎ者にたいする需要が低下した時期である。一方でこの時期には、第一次世界大戦後低迷していた麻相場が好転し、フィリピンへの沖縄県人の移民者数が増加した。このフィリピンへの移民は間もなく麻相場下落と共に減少したが、やがて南洋群島への移民が大きな割合を占めるようになっていった（安仁屋　一九七七：一四六―一四八、向井　一九八八：一四七―一七〇）。A氏の父が既に現地で成功していた同郷の知人につれられてサイパン島に渡ったのはこの時期である。この時期は南洋興発㈱の経営のもと製糖業が軌道に乗り、現地の産業が発達し、既に多くの邦人が現地で生活していた時期である。「[沖縄に帰ってきても、]結局家があるわけではない、土地があるわけではない、仮住まいで」、「たいして仕事がな」く、「だからこんなとこおったら大変だということで」（A氏）、A氏の父親は知人の紹介でサイパン島に渡った。このことからA氏の父親にとって当時の南洋群島は、沖縄とは対照的に多少なりとも夢を託せる場所であり、生活を経済的に向上させる機会のある場所として認識されていたと推測することができる。

しかし当初A氏の父が得た職業は、小作人の家に居候する日雇いの農業労働であった。これは既述の南洋興発㈱の甘蔗栽培従事者のカテゴリー外の身分で、南洋興発㈱の雇用下にはなく、自作農や小作農に個別に雇われる不安定な職業であった。日雇い農業労働者の居住形態は自作農や小作農の家に住み込むというものであったため、家族を呼び寄せることが出来なかった。A氏の父は、家族を呼び寄せる以前は「盆、正月とそれ以外に一回」（A氏）の年三回、沖縄に残してきた妻子に送金をしていた。沖縄では普段の主食は甘藷であったが、「それ[＝送金]が来たらお袋さんがね、お父さんから送金してきたから今日はご馳走作ろうっていってね」、「お米を何合買ったかしらんがね、一食」（A氏）だけ米を食べることが出来たという。

そして家族を呼び寄せたのを機に、A氏の父が働くようになったのは、テニアン島の南洋興発㈱の新湊直営農

場であった。直営農場で甘蔗栽培に従事するものは南洋興発㈱に直接雇用される賃金労働者であった。直営農場では、四家族ないし二家族が入居できる「四戸建て、二戸建て」（A氏）といわれる建物が与えられた。この建物は、「大家族でも入れるような六畳二間ぐらいの」（A氏）一区切りから構成されており、家族で生活するには適していた。沖縄から呼び寄せた家族と共に安定した生活を送るには、南洋興発㈱の直接雇用下に入り、住居の提供を受け、比較的安定した収入を得る必要があったと推測される。

A氏の父はその後も直営農場の賃金労働者にとどまり、妻と子供を呼び寄せたが、他の親族は呼び寄せなかった。A氏はカーヒー尋常小学校を卒業すると、南洋興発㈱の酒保で働くようになった。「酒保の売店の店長さんとうちのお袋がそこのいろいろな小遣いをしているうちに懇意になったものだから、うちの息子雇ってくれといって僕はここに入ったんです」（A氏）。しかしA氏は酒保で働きながら、出世願望を抱くようになる。その時まず想起されたのは南洋興発㈱の従業員になることであった。そしてA氏は南洋興発㈱の従業員になるため、テニアン製糖所附属専習学校に入学する。専習学校では生徒に南洋興発㈱から経済的な援助が与えられた。「専習学校入ったら三年間の勉強期間中ですね、学資として五円くれるという小遣いを」（A氏）。A氏は当時専習学校に学んだ頃の思いを以下のように述懐している。「それで私たちもこの学校卒業したら、南洋興発㈱は…［南洋・南方開拓という］大きな責務をもっている。ニューギニア開拓までやる。そういう基礎訓練をそこでうけとったわけ。だから将来は非常に楽しい自分の大きな人生が待っているよということでやったんだけど、まあ戦争によって全部なくなったけどね」。卒業後は、テニアン製糖所に勤務したが、製糖所の従業員は、南洋興発㈱下の小作人や賃金労働者よりも地位が高く、実際賃金は父よりもかなり高かったという。A氏の父からA氏へと世代が下る中で、南洋興発㈱の賃金労働者から南洋興発㈱の製糖所従業員へと一定の職業的地位の上昇が達成されたといえる。また沖縄を出て南洋興発㈱で働いた経験それ自体も、単に受動的なものではなく積極的に意味づけられている。

以上に示した事例から移民の戦略について以下のような傾向を想定することができる。第一に単身で移民した

者は南洋興発㈱の雇用下に入り、ある程度生活に見通しが立つと、まず自分の家族を呼び寄せている。C氏、A氏ともに家族を呼び寄せた時期と何らかの形で南洋興発㈱の正式な雇用下に入った時期とがほぼ重なっている。これは日雇いなどの不安定な職業から脱し、小作人や賃金労働者というような、決して恵まれているとは言えないが相対的には安定した職業に就くことで、またそれと同時に家族を収容できる居住地を確保することで、少なくも自分の家族を呼び寄せることが可能になったことを示している。第二に相当程度成功すると親族や同郷の者にも移住や渡航の世話をするようになる。C氏の父は事業で成功すると親族を呼び寄せ、職を紹介していった。A氏の父は成功した同郷の者の計らいで渡航した。このように、沖縄県人移民は、南洋庁や南洋興発㈱の推進する南進政策を担わされながらも、ある程度経済的な地位を上昇させていったと考えることができる。すなわち、一方で沖縄県人移民は、自らの意図とは無関係に、製糖業が進展する過程で「低廉な労働力のたやすい供給源として経営の末端におかれ」、「『南方に大和民族の経路』を開き、日本の『拓殖国策を確立』したという、南方進出の最先端におかれた」（今泉　一九九二：一七二）。他方で沖縄県人移民は、そのような過程の中にしか自己実現の場を見いだせず、南洋興発㈱の雇用下に入ることで生活を安定させ、立身出世を果たしていったわけである。(25)

五　現地社会の変容と製糖業の受容――土地制度の変容を中心に――

日本の資本で日本人の労働者で、そして「官有地」でおこなわれた製糖業の進展は現地社会には全く影響を及ぼしていなかったように見える。先行研究のなかでも日本統治下マリアナ諸島の製糖業は、現地社会には殆ど影響を及ぼさなかったと結論づけられてきた。パーセルは、日本統治下南洋群島において、製糖業をはじめとする農業、燐鉱採掘、コプラの生産、海洋資源の開発、貿易は現地に大きな経済発展をもたらしたが、それは「間接的な形でしか」「島民」へ還元されなかったと述べている（Purcell 1976：211）。溝口は、日本統治下南洋群島では「比較的スムーズな経済発展」がみられたが、それは日本人の資本と日本人の労働力によるものであり、現地住民への技術移転等は乏しく、「日本人による経済活動とミクロネシア人による経済活動の二重構造をなしていた」（溝口　一九八〇：一三二）としている。安部は、

マリアナ諸島の製糖業は「『島民』とは殆ど無関係な形で進められ、日本内地からの資本のみならず労働力＝移民を大量に送り込むことによってそこでの新たな生産関係を構築し、その結果、『日本の、日本による、日本のため』の植民地経済を創出した」と述べ、「『島民の経済』とは『異質』で彼らとは無関係な植民地経済を形成することによって、日本の南洋群島の植民政策が『成功』した」と結論づける（安部　一九八五b：六三）。パーセル、溝口、安部は共に日本統治下の南洋群島では十分な経済発展が見られたが、それは日本人移民によって推進され、現地経済に十分還元されなかったとする見方を取り、開発の成否という観点から議論をおこなっている。また、製糖業をはじめとする開発は、現地社会に殆ど影響を及ぼさなかったと結論することで一致している。しかし、先行研究のなかで前提とされてきた、日本人の領域と「島民」の領域の二元的構造は、実は成立していなかった。日本人移民の領域の出来事であるようにしか思われない製糖業の進展にともなって、「島民」の領域にも社会変化が起こり、製糖業に対する彼ら自身の意味づけがおこなわれていった。

この点に関して、ソファーの民族誌（Spoehr 1954）を参照しながら、当時のサイパン島を事例として検討していきたい。サイパン島にはマリアナ諸島の先住民チャモロと、一九世紀に移住してきたカロリン諸島民が居住していた。どちらの民族集団も、製糖業が進展するに伴って、日本人移民や南洋興発㈱に土地を賃貸したり、売却したりすることで、貨幣経済に巻き込まれつつも一部でその恩恵に浴するようになっていった。

チャモロは一六世紀以降、スペイン統治、ドイツ統治を経て大きな社会変化を経験していた。スペインの植民地統治に対する抵抗が激しかったため、一七世紀の終わりにはサイパン島に居住していたチャモロはすべてグアム島に強制移住させられ、サイパン島は無人島となった（Spoehr 1954：54）。その後、一九世紀後半になるとグアム島からサイパン島へチャモロが多く移住してきた（*ibid.*：68-74）。この過程で、チャモロ社会では首長制が解体し、出自集団は形成されなくなり、核家族が居住単位となり、土地の個人所有も進展していった（*ibid.*：65）。そして、サイパン島のチャモロはガラパンやタナパグ（地図2）に市街地を形成して集住するようになっていった。こうして、日本が南洋群島を統治し始めた当時、チャモロの所有する土地は市街地と農地に大別

されていた。子女は婚姻を期に独立し、農地に通いながら、市街地に夫婦単位で生活した。農地の相続は、*partido*と呼ばれ、男女に関わらず全ての子女に対して、両親の所有地が、両親の死ぬ前に分割された。両親が所有していた農地が広い場合は均等に分割されたが、狭い場合は女性よりも男性が優先されることが多かった。そして両親が居住していた家屋は、最後まで両親の世話をすることが多かった末子が相続する傾向にあった（*ibid.*: 133 - 144）。

このような相続制度は、一定面積の土地に対する人口の割合が比較的小さいときには十分機能する。独立した夫婦が両親から相続した土地しか所有できない場合、家族の土地は世代が下るにつれて細分化してしまう恐れがある。したがってチャモロは、各々が相続した土地が十分に広くないならば、新たに自ら土地を開墾しなければならなかった。植民者が殆どいなかったドイツ統治期には利用可能な土地が多く存在したため、相続制度に混乱は生じなかった。しかし、日本統治期に入ると、南洋興発㈱による官有地の確保や多くの日本人移民の入植によって、チャモロは新たに開墾できる土地を失った。そのため「個人的に所有された土地の相続が相対的にはより重要な関心事に」なり、「相続に関する論争は珍しくなくなり、頻繁に日本人の法廷に持ち込まれるようになった」（*ibid.*: 134）。また婚姻後独立した夫婦は、できるだけ早く自分たちの家屋を市街地に持つことが従来理想とされていたが、日本統治期末期にはガラパンやタナパグに日本人移民が溢れ、「結婚した夫婦はどちらか一方の両親と共に暮らすことがしばしばだった」（*ibid.*: 135）。

更に製糖業が進展するにつれて、チャモロは土地から疎外されていった。日本人移民の増加、製糖業の成功により、土地に対する需要が増し、地代が上昇してくると、チャモロは土地の分割相続をおこなわなくなっていった。そして南洋興発㈱や日本人移民へ土地の賃貸・売却を盛んにおこなうようになっていった。このような現象が起こった要因は二点考えられる。第一に、チャモロが新たに開墾できる土地が殆どなくなったために、子女の間で両親の土地を分割すれば、相続した土地が細分化してしまい、分割した土地で別々に生業を営んでも得策でなかったからである。第二に土地に対する需要の増大によって土地そのものの価値が上昇したため、土地を賃貸・売却することが経済的な機会と考えられるように

なったからである。つまり、細分化した土地で生業を営むよりは、南洋興発㈱や日本人移民に細分化していない広い土地を賃貸・売却し、その賃貸料・売却料を得て、現金を分け合う方がより得策であると考えられたわけである（*ibid.*：136-137）。

大正五年の民政令『島民の土地及島民と締結する契約に関する件』では、現地住民を「保護」するために、現地住民の土地を売買することは禁止されていた。しかし、これは昭和六年に改正され、「南洋庁長官の許可を受けたる場合はこの限りにあらず」という但し書きが加わることによって、「島民」の土地の売買さえも合法的に可能になった（外務省条約局法規課　一九六二：一六九）。昭和八・九年に調査をおこなった植民政策学者の矢内原忠雄は、「現在土地売価耕地一町歩二百円位、市街地にて一坪三十五円位、尚需要者の競争により貸地料及び土地代金は引き上げられる傾向で」、「彼等［＝チャモロ］の土地処分が全然自由にせらるる時期の到来も大して遠くはないであろう」と報告している（矢内原　一九六三：二二九）。

サイパン島のカロリン諸島民は一九世紀に入ってカロリン諸島から移住してきた。日本が南洋群島の統治を始めた当時は、母系リネージが土地を管理する団体であった。日本統治期の土地調査では、「カロリニアンのリネージが土地を保有している場合には、リネージの最年長の女性が統治の目的上、法的な土地の所有者となったようであった」（Spoehr 1954：364）。そして、「彼女の死に際しては、その次に年長の姉妹か、死去した女性の最も年長の娘が」、法的な所有者となった（*ibid.*：364）。しかし、土地所有者には、「一人以上の名前が記入される場合も」あった（*ibid.*：364）。その理由は、「おそらくカロリニアンが土地を日本人に賃貸し始め、他のリネージの成員が、受け取られる賃貸料の共有を守るために自分たちの名前が共同所有者として登録されることを望んだからであった」（*ibid.*：364）。土地の個人所有が進行していなかったカロリン諸島民の間でも、日本人に土地を賃貸・売買することで現金を得ようとする方策が取られていたわけである。

このように、日本人の資本で日本人の労働力によって、「島民」の「民有地」を「保護」すべく、「官有地」でおこなわれたはずの製糖業は、現地社会にも大きな変容をもたらし、現地住民を貨幣経済に巻き込んでいった。しかしサイパン島のチャモロやカロリン諸島民は土地制度

や相続制度に大きな変容を被ったにもかかわらず、その過程で一方的に被害者となったわけではない。彼らは南洋興発㈱の事業を自らの利益の中に入り込み、日本人移民に土地を貸すことは経済的な機会であると見なすようになっていったわけである。

六　おわりに

マリアナ諸島における製糖業は、経済的な利益を最大限に追求する企業の利害関心よりもむしろ、統治者側の政策として進展していったという側面が強かった。日本が南洋群島を領有した当初は開発の進展は緩慢であったが、植民地統治者たちは国際政治の状況に左右されるご都合主義的な態度を取ってきたため、大日本帝国の面目上、開発を積極的に推進する必要に迫られた。こうして製糖業は行政の保護を受けながら政策として導入されていったわけであるが、理路整然、首尾一貫としたシステムとして導入されたわけではない。製糖業は合理性、客観性、計画性よりもむしろ非合理性や偏見、偶発性を伴って、植民地下で一定の社会的規定性を担った行為者――統治者、企業、移民、現地住民――によって各々に恣意的に意味づけられながら場当たり的に進行していった。

この点に関して本稿では以下のことが明らかになった。統治者は南洋群島が国際連盟の委任統治領であるために、製糖業を推進することが統治の実績を国際的に示すことに繋がると考えた。また南洋庁が財源を出港税に依存していたことからすれば、統治者にとって単に経済的な観点からも製糖業は重要な産業となっていった。企業は経済的な利害関心を担っている程度が高かったが、南洋興発㈱の松江春次は独特の南進論的思想から日本の過剰人口の入植先としても南洋の島々をまなざしていた。沖縄県人移民を初めとする日本人移民は日本国内よりも少しでも恵まれた生活を求めて、南洋興発㈱に関わっていった。彼らは自らの意図とは無関係に、行政主導の南進政策に巻き込まれながらも、自らの望みを一定度達成していった。現地住民は日本人移民や南洋興発㈱に自らの土地を賃貸・売却することで、土地から疎外されながらも、貨幣経済の恩恵を受けることを望むようになっていった。この傾向はとりわけ一部のチャモロに顕著であった。このように日本統治下マリアナ諸島の製糖業という現象は捕らえ所のない多様な相として現出していったが、それは社会的に規定された諸行為者が製糖業の意味を流用し

ながら実践を展開してゆく、雑然とした「植民地的プロジェクト」（colonial project）（Thomas 1994：59-60, 105）であった。近年のオセアニア歴史人類学では、ある特定の立場からおこなわれた歴史叙述を特権化することに警鐘が鳴らされている（Thomas 1990）。本論では行政の史料から読みとれる歴史を特権化し、開発の正否という観点から議論をおこなう先行研究を乗り越えて、多元的な相を取って立ち現れる製糖業の進展を対象化することで、様々な利害関心を担った行為者が構成する「部分的な」（partial）（*ibid.*：146）歴史の在り方を提示することを試みた。

謝辞：本稿は一九九七年度に慶應義塾大学文学部に提出した卒業論文に、一九九八年七月に沖縄県でおこなった面接調査を加味して全面的に加筆・修正したものである。棚橋訓先生（慶應義塾大学）には卒業論文作成の段階から本稿の作成に至るまで懇切に指導していただきました。中生勝美先生（和光大学）、中村茂生先生（岐阜女子大学）、丹羽典生・石田慎一郎両氏（東京都立大学大学院）にもいろいろと御教示いただきました。山口洋兒氏（太平洋諸島地域研究所、アジア会館アジア・太平洋資料室室長）には貴重な史料を拝見させていただきました。また、沖縄県での面接調査に際しては、伊藤眞先生（東京都立大学）、仲程昌徳先生（琉球大学）、久手堅憲俊氏（沖縄県庁平和推進課）のお世話になりました。そして個人的な情報を提示したのでお名前を挙げることは控えさせていただきますが、戦前南洋群島で生活された沖縄県の方々にご協力いただいて貴重なお話を伺うことが出来ました。末筆ながら深くお礼申し上げます。

註

（1）当初はサイパン支庁、パラオ支庁、トラック支庁、ポナペ支庁、ヤルート支庁の五支庁であったが、一九一五年にヤップ支庁が加わり、六支庁になった。軍政期には各支庁に守備隊が置かれ、守備隊長が軍政庁長を兼任し、民政事務をおこなった（外務省条約局法規課　一九六二：一七―一八、今泉　一九九〇：七）。

（2）今日「開発」と言われる事象に対して、当時の史料では「拓殖」という用語が用いられることが多い。本稿では、当時の史料を参照する場合にはこの用語を用いる。

（3）日本人移民は当時の史料では「邦人」と表記されている。本稿では、当時の史料を参照する場合にはこの用語を用いる。

（4）当時の史料では南洋群島の現地住民は「島民」と総称され、「島民」はチャモロと「カナカ」から構成されると

記述されている。チャモロはマリアナ諸島の先住民で、西洋人との混血が進んでいるため比較的文化の度合いが高いと記述されていることが多い。これは一六世紀以降、スペイン統治期に進行した混血化を指している。チャモロ以外の現地住民は総称して「カナカ」と呼ばれ、「開明」の度合いが著しく低いと記述されていることが一般的である。

（5）本稿では一次史料の引用に際して、旧字体、旧仮名遣いは新字体、新仮名遣いに、片仮名は平仮名に改めた。

（6）T280aはマイクロフィルム化された『大正戦役戦時書類』所収の個別史料を略号化して示している。以下、同『書類』からの引用に際しては、同様の略号を用いて表記する。参照した個別史料とその略号については、本稿末尾の一次史料（b）マイクロフィルム史料参照のこと。

（7）日本統治下で官有地、民有地（島民の土地）の測量調査がおこなわれるのは南洋庁による統治が始まって以降のことで、大正一二年以降である。この時期の官有地、民有地の区分はドイツ統治期の区分に基づいている（後述）。

（8）司令官は軍政および民政の命令権を持ち、本国の軍務局と協議をおこなうことができた（外務省条約局法規課一九六二：一七―一八、今泉　一九九〇：八）。

（9）従来南洋群島の現地住民は「土人」と記述されていたが、東郷は「軍人が現地住民に軽侮の挙動をとることで却って彼らの帰服を妨げるとし、呼称についても『土人』はやめ『本群島人』、『島民』を用いるよう指示した」（今泉　一九九四：二七）。また『南洋群島小学校規則』（大正四年）によって、「島民」には邦人と同一の学校で教育が施され、日本語教育と修身を中心に同化教育がおこなわれるようになった（今泉　一九九四：三五）。更に東郷は「島民」の旧慣に対しても興味を示した。軍人でもあった民族学者の松岡静雄によると、編集者が明記されていない『南洋の風土』（一九一六年、春陽堂）は、東郷が編集したものであったという（松岡　一九四三［一九二七］：六〇七）。

（10）表南洋は、南洋群島に対して主にその外側に位置する島嶼部を含めた東南アジアを指し、外南洋ともいう。裏南洋は南洋群島を指し、内南洋ともいう。

（11）具体的には、大正四年の『南洋群島小学校規則』に対して、「身体の上部に布片を纏う」だけの「黒ん坊」の子弟の低い理解力にも関わらず、邦人と同一の教室で教育を施すことは全く見当違いであると批判した（T281b）。大正七年に『南洋群島公学校規則』が制定されると、「島民」子弟は日本人の通う小学校からは分離され、公学校で教育を受けるようになった（外務省条約局法規課　一九六三：三）。

（12）国際連盟下の委任統治領は「人民の発達の程度、領土の地理的位置、経済状態其の他の事情に従い差異」が設けられ、A式、B式、C式の三つに区分された。C式は西南アフリカや南太平洋諸島に適用され、「人口希薄、面積の狭小、文明の中心より遠きこと又は受任国領土と隣

接すること其の他の事情」のために、「受任国領土の構成部分として其の国法の下に」施政をおこなうことが最善とされた（外務省条約局法規課　一九六二：三四）。

(13) 大正七年七月に司令官の下に民政部が置かれ、民政部長が民政事務の処理にあたった。これによって軍政庁は廃止され民政署が置かれた。しかし守備隊は留まり、地方警備にあたった（外務省条約局法規課　一九六二：二一、今泉　一九九〇：七）。

(14) 松江の南進論の基調には「『南洋』を豊富な資源を持つ地域としてのみ捉え、そこに生活する人々の主体性を全く無視する性格」がある（高木　一九九八：五九）。

(15) 日本の軍政期の統治は一般に「島民政策、経済政策」に関してはドイツ統治期のそれを「範とした部分が少なくな」かった（今泉　一九九〇：四）。

(16) 沖縄県教育委員会によると、大正四年一一月に「糸満の玉城松栄一行一七人がサイパン島に渡航し、追い込み漁業を始めたのが」、南洋群島における最初の沖縄県人移民であった（沖縄県教育委員会　一九七四：三九二）。

(17) 南洋庁の統計調査方法に関しては、どれほど一貫性をもっておこなわれたかは定かではなく、数値の厳密な把握には問題がある。しかし当時の人口構成の一般的傾向性を知る上では十分参考になると考えて参照した。

(18) 耕地やその他の土地の割替え制度のこと。廃藩置県（明治一二年）以前、農民は租税の負担がかかるために地割りによって多くの土地を割り当てられることを望んでいなかった（西原　一九九一：一七―一八）。土地整理事業（明治三二―三六年）の結果、土地の個人所有が進展すると、沖縄県における移民や出稼ぎは増加の傾向を示した。石川は、沖縄県人が個人所有化した土地を担保にして、海外へ移民する際の渡航費に充てたという事例を聞き取り調査から明らかにしている（石川　一九九七：三五二）。

(19) 一九九八年の七月、那覇市で約一週間、面接調査をおこなった。合計四人の方にインタビューをおこなったが、本稿では紙幅の関係上、二人のライフヒストリーのみを提示した。A氏とは一対一でインタビューをおこなったが、C氏とのインタビューには、沖縄県庁で歴史編纂に携わる方が同席していた。A氏には三時間ほど、C氏には二時間ほどインタビューをおこなった。本稿ではインタビューを編集して、本稿の目的上有効な情報のみを提示した。インタビューをおこなった三人の方には、南洋興発㈱の同窓会である「南興会」の名簿をもとにしてアクセスした。残る一人の方には三人のうちの一人から紹介して頂いた。A氏、C氏は共に「南興会」の会員である。ここにサンプリング上のバイアスがある。しかし戦前南洋群島に渡った移民が戦後、機関誌作成等を通じて発言する中心的な場の一つが「南興会」であるという事実も現前している。本稿ではこのようなバイアスを念頭に置いた上で、「南興会」に所属する移民の語りを一次資料として使用する。

(20) 昭和三年、南洋興発㈱は従業員の子弟教育のためにテニアン児童教育所を設立した。昭和四年にはテニアン児

童教育所の児童を収容する形で、テニアン尋常小学校がソンソン（地図2）に設立され、翌年には高等科が併置されてテニアン尋常高等小学校となった（南洋群島教育会　一九八二（一九三八）：四七六）。

(21) 日本統治下の南洋群島では中等教育を受ける機会は充実していなかった。昭和八年に、サイパン実業学校が設置されたのが中等教育の初めであった。パラオ中学校は昭和一七年にパラオのコロールに設立された（外務省条約局法規課　一九六三：二二―二四）。

(22) 昭和五年、テニアン尋常小学校カーヒー（地図2）分教場が設立されたが、校舎は南洋興発㈱によって建築され、寄付された。昭和八年にはカーヒー尋常小学校となり、昭和一三年には高等科が併置されてカーヒー尋常高等小学校となった（南洋群島教育会　一九八二（一九三八）：四七八―四七九）。

(23) 元来、兵営のなかで日用品を販売する場所を指す用語であるが、ここでは南洋興発㈱が従業員に日用品を支給するために建設した売店を指す。A氏によると酒保の品物は充実しており、物品の購入は現金ではなく、「通い帳」に記入して付けでおこなわれた。「だからどんな貧乏ものでも南洋興発㈱の今の仕事をしていると、食うのは心配なかったの」（A氏）。

(24) 実務や知識の習得と「開拓精神を養わしむる目的を以て」、昭和一一年四月に開講された（南洋群島教育会　一九八二（一九三八）：四二〇）。

(25) それは特により従順な労働者となることであり、植民地を開拓する勤勉な「日本人」になるということでもあった。すなわち、沖縄県人の身体に対する規律＝訓練の問題でもあった（今泉　一九九二：一七二、冨山　一九九〇）。

一次史料

(a) 公刊物その他

外務省条約局法規課　一九六二　『委任統治領南洋群島前編（「外地法制史」第五部）』
――――　一九六三　『委任統治領南洋群島後編（「外地法制史」第五部）』
松江春次　一九三二　『南洋開拓拾年誌』南洋興発㈱
南洋庁　一九二四　『大正一三年南洋群島現勢要覧』
――――　一九二九　『昭和四年南洋群島現勢要覧』
――――　一九三一a　『南洋庁施政十年史』
――――　一九三一b　『昭和七年南洋群島要覧』
――――　一九三七　『昭和一二年南洋群島要覧』
南洋群島教育会　一九八二（一九三八）　『南洋群島教育史』青史社
南洋興発㈱　一九三三　『裏南洋開拓と南洋興発株式会社の現況』南洋興発㈱
手塚敏郎　一九二一　「裏南洋の最近事情（下）」『南洋協会雑誌』七―九：一一―二六
東郷吉太郎　一九二一　「領内南洋の産業」『南洋協会雑誌』七―六：五一―五七

（b）マイクロフィルム史料

『大正戦役戦時書類』

Microfilm reproductions of Selected Archives of the Japanese Army, Navy, and Other Government Agencies, 1868-1945, に所収のマイクロフィルム史料を利用し、その目録(Young, John (comp.), 1959, *Checklist of Microfilm reproductions of Selected Archives of the Japanese Army, Navy, and Other Government Agencies, 1868-1945,* Georgetown University Press) も参考にした。なお、各引用参考史料については本文中では以下の略号を用いて明記した。

凡例：省略記号＝（1）フィルムの文書番号／文書名、（2）『大正戦役戦時書類』巻、（3）参照した個別史料、（4）参照箇所のリール番号／文書の駒数

T280a＝（1）T280\南洋群島関係一（施設経営一）、（2）巻一六、（3）大正四年一月九日「南洋群島施政方針」、（4）R72\F93632-F93642

T280b＝（1）T280\南洋群島関係一（施設経営一）、（2）巻一六、（3）大正四年一月九日「南洋占領諸島私人企業心得」、（4）R72\F93643-F93644

T280c＝（1）T280\南洋群島関係一（施設経営一）、（2）巻一六、（3）大正四年一二月一一日「独逸会社に対する処置の件」、（4）R72\F93762-F93766

T281a＝（1）T281\南洋群島関係二（施設経営二）、（2）巻一七、（3）大正五年五月九日「南洋群島の施政及宗教」、（4）R73\F93957-F93964

T281b＝（1）T281\南洋群島関係二（施設経営二）、（2）巻一七、（3）大正六年四月一八日「私信秘」、（4）R73\F94248-F94261

T282＝（1）T282\南洋群島関係三（行政関係一）、（2）巻一八、（3）日付不明「南洋新占領地を中心とする特殊企業会社設立に関する提案」、（4）R73\F94379-F94388

T286＝（1）T286\南洋群島関係七（企業関係一）、（2）巻二二、（3）大正四年一月一五日「南洋占領諸島に於ける企業の件」、（4）R74\F96064

T288＝（1）T288\南洋群島関係九（営業関係）、（2）巻二四、（3）大正八年一月二八日「砂糖関税免除に関する件」、（4）R75\F97111-F97119

T291＝（1）T291\南洋群島関係一一（諸報告二）、（2）巻二七、（3）大正七年六月二二日「榎本参事官南洋視察報告　其の二」、（4）R76\F98348-F98389

T294＝（1）T294\南洋群島関係一四（南洋群島調査報告）、（2）巻二九、（3）大正七年六月三日「南洋群島調査報告」、（4）R77\F99032-F99074

T316＝（1）T316\南洋群島関係二九（パラオ島に於ける鉱物資源の件）、（2）巻五四、（3）大正一〇年四月一一日「南洋群島統治に関する所見」、（4）R85\F10223-F10260

参照文献

安部　惇　一九八五ａ「日本の南進と軍政下の植民政策――南洋群島の領有と植民政策（1）」『愛媛経済論集』五―一：七一―九七

――――　一九八五ｂ「南洋庁の設置と国策会社東洋拓殖の南進――南洋群島の領有と植民政策（2）」『愛媛経済論集』五―二：二七―六四

安仁屋政昭　一九七七「移民と出稼ぎ――その背景」『近代沖縄の歴史と民衆』沖縄歴史研究会編：一四三―一六五ページ　リカン社

今泉裕美子　一九九〇「日本の軍政期南洋群島統治（一九一四―二一）」『国際関係学研究』一七：一―一八

――――　一九九二「南洋興発㈱の沖縄県人政策に関する覚書――初期の導入方針を中心として」『沖縄文化研究』一九：一三一―一七七

――――　一九九四「国際連盟での審査に見る南洋群島現地住民政策」『歴史学研究』六六五：二六―四〇、八〇

――――　一九九八「南洋と沖縄（中）」『沖縄タイムス』一九九八年一一月一九日朝刊

石川友紀　一九九七『日本移民の地理学的研究』榕樹書林

金城　功　一九八五『近代沖縄の糖業』ひるぎ社

マーカス、G／フィシャー、M　一九八九（一九八六）『文化批判としての人類学――人間科学における実験的試み』（永淵康之訳）紀伊国屋書店

松岡静雄　一九四三（一九二七）『ミクロネシア民族誌』岩波書店

溝口敏行　一九八〇「日本統治下における『南洋群島』の経済発展――一九二二―一九三八」『経済研究』三一―二：一二八―一三四

向井清史　一九八八『沖縄近代経済史』日本経済評論社

西原文雄　一九九一『沖縄近代経済史の方法』ひるぎ社

沖縄県教育委員会　一九七四『沖縄県史第七巻　移民』沖縄県

大河内一雄　一九八二『幻の国策会社東洋拓殖』日本経済評論社

Peattie, Mark, 1988, *Nan'yō : the rise and fall of Japanese in Micronesia, 1885-1945*, University of Hawaii Press

ピーティー、マーク　一九九六『植民地――帝国五十年の興亡』（浅野豊美訳）読売新聞社

Purcell, David, 1976, The Economics of exploitation : the Japanese in the Mariana, Caroline, and Marshall islands 1915-1940, *The Journal of Pacific History* 11-3: 189-211

Spoehr, Alexander, 1954, *Saipan : the ethnology of a war devasted island*, Chicago Natural History Museum

高木茂樹　一九九八「松江春次の南進論――蘭領ニューギニア買収構想をめぐって」『アジア経済』三九―二（四三二）：五一―六九

武村次郎　一九八四『南興史（南洋興発株式会社興亡の記録）』南興会

――――　一九八五　「松江春次――シュガー・キング（一八七六―一九五四）」『太平洋学会誌』二七：七四―七五

Thomas, Nicholas, 1990, Partial texts : representation, colonialism and agency in Pacific history, *The Journal of Pacific History* 25-2 : 139-158

――――, 1994, *Colonialism's culture : anthropology, travel and government*, Princeton University Press

冨山一郎　一九九〇　『近代日本社会と「沖縄人」』日本経済評論社

矢内原忠雄　一九六三　『矢内原忠雄全集第三巻　南洋群島の研究』岩波書店